

トランプ政権の関税政策の全容 (IEEPA)

根拠法	対象品目	発動日	関税率など	ビジネス短信
国際緊急 経済権限法 (IEEPA)	中国原産品	2月4日	・既存の関税率に10%を上乗せ	2月3日
		3月3日	・上乗せ関税率を20%に引き上げ	3月4日
	カナダ、メキシコの 原産品	3月4日	・全品目に25% (カナダ産エネルギー・資源品目は10%)	3月4日
		8月1日	・カナダ→35%、メキシコ30% (メキシコは90日間延期) に関税が引き上げ	7月11日 7月14日 8月1日
		3月7日	・米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) の原産地規則を満たす產品は追加関税の適用除外対象 ※ただし、自動車・同部品は232条の追加関税の対象となる	3月7日
		ブラジル原産品	8月6日	・既存の関税率に40%を上乗せ (ベースライン関税10%とは別に上乗せ)
	11月20日		・一部農産品を対象外とする大統領令を11月20日 (米国時間) に発表	11月25日
	国・地域問わず全品目 ※カナダ、メキシコは対象外	4月5日 4月9日 8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1段階として4月5日以降、国・地域問わず実質的に全品目に対して既存の関税率に10%を上乗せ ・第2段階として4月9日以降、57カ国・地域に対しては上乗せ率を個別に設定した相互関税率まで引き上げ →4月10日～8月1日まで引き上げ税率の適用を停止したほか、新たに課税対象国を追加。中国は5月14日～8月12日まで停止。 →7月28～29日の米中通商協議でさらに90日の延期が発表。 ※232条などで追加関税発動済みの品目など一部対象外 ・日本との関税交渉が7月22日 (米国時間) に終了、日本は15%に ・EUとの関税交渉合意を踏まえた共同声明が8月21日 (米国時間) に発表 ・相互関税の対象外品目を修正する大統領令を9月5日 (米国時間) に発表 ・米中首脳会談を踏まえた米中合意のファクトシートを11月1日 (米国時間) に発表 ・農産品を相互関税の対象外とする大統領令を11月14日 (米国時間) に発表 	4月3日
				4月9日
				4月9日
				4月10日
				5月14日
				7月8日
				7月10日
7月23日				
7月24日				
7月24日				
ペネズエラ産原油を輸入する 国・地域の原産品	4月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ペネズエラで採掘・精製された原油や石油製品を輸入する国・地域の原産品に25%を上乗せ。発動の是非の判断は国務長官の裁量となっている 	7月28日	
			7月29日	
			7月31日	
			8月1日	
			8月4日	
			8月6日	
			8月7日	

トランプ政権の関税政策の全容（232条・301条）

根拠法	対象品目	発動日	関税率など	ビジネス短信
1962年 通商拡大法 232条	鉄鋼・アルミ製品	3月12日	・アルミ製品の追加関税率を10%から25%に引き上げ ・適用除外を撤廃、対象品目を追加 ※米国で溶解・鋳造・精錬された鉄鋼・アルミ材の価格には追加関税が課されない	2月17日 3月12日 3月17日
			4月4日	4月7日
		6月4日	・鉄・アルミ製品の追加関税率を25%から50%に引き上げ（英国除く）	6月4日
		6月23日	・白物家電を関税対象に追加	6月23日
		8月18日	・約400品目を関税対象に追加	8月19日
		4月3日 5月3日	・自動車に対して4月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ・部品に対して5月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ※いずれもUSMCAの原産地規則を満たす場合、非米国産品の価格にのみ追加関税が課される ただし、部品についてはそのプロセスが確立するまで追加関税は免除	4月3日
			4月29日	一部の追加関税の累積の停止および自動車部品に対する追加関税に相殺制度を設ける
	銅	8月1日	・銅製品に対して8月1日以降、追加関税率を50%にする	3月14日 10月1日 2026年1月6日
	木材・製材および木材製品	10月14日	・木材・製材および木材製品に対して10月14日以降、追加関税率を10-25%にする ※英国は10%、EU、日本は一般関税率（MFN税率）と合わせて15%を上限とする 大統領布告（12月31日付）により、一部品目の関税引き上げ時期を2027年1月1日に延期	4月15日 2026年1月15日
	半導体、医薬品	2026年1月15日 (半導体)	・一部の半導体に対して2026年1月15日以降、追加関税率を25%にする	4月16日 2026年1月16日
1974年通商法 301条	重要鉱物	関税発動 なし	・調査の結果、追加関税の賦課はなし。輸入量調整に向けた貿易相手国との協定の交渉を推進。	4月24日 10月21日
	中・大型トラック	11月1日	・中・大型トラックに対して11月1日以降、追加関税率を25%にする (HTSUS8702に分類されるバスなどは10%)	5月12日 7月16日
	民間航空機・同部品	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	8月22日
	ポリシリコン・無人航空機システム	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	9月26日
	風力タービン・同部品	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	7月17日
	ロボット・産業機械、 個人用防護具（PPE）・医療機器	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	4月22日 10月14日
	ブラジル輸入品	—	・301条による調査をUSTRに指示、調査中	10月22日
	中国をはじめとする 海事・物流・造船分野	10月14日 11月9日	・中国製船舶の米国港湾入港に10月14日以降、追加料金を徴収（自動車運搬船は中国に限定しない） ・中国製の港湾クレーンなど荷役設備に対する追加関税率を11月9日以降、100%に引き上げ	12月12日
	ニカラグア輸入品	2027年 1月1日	・301条調査を完了、2027年1月から10%、2028年1月から15%の301条関税を発動	Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved. ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず